

管内在留邦人の皆様へ（治安情報）

2015年11月26日
在リヨン領事事務所

1. 2015年11月20日、フランスでは緊急事態の延長及び緊急事態法の改正を行う法律案が成立し、21日の官報に掲載されました。

（官報）

<http://www.legifrance.gouv.fr/affichTexte.do?cidTexte=JORFTEXT000031500831&categorieLien=id>

（21日付官報の抜粋）

地域住民全体に対する措置	
地域住民の移動・活動制限（第5条）	県知事による ・定められた場所及び時間内での人及び車両の交通の禁止 ・人の滞在が規制される保護地帯及び安全地帯の設定 ・公権力の行為を妨害する者に対する県の全部又は一部における滞在禁止
集会禁止・興業場閉鎖（第8条）	県知事による ・興業場、酒類の小売店及び集会場の一時閉鎖 ・一定の集会禁止
徴発（第10条）	・人及び物資の徴発がなされる。

2. 2015年11月20日付のローヌ県庁ホームページでは、COP21を前に、特にFréjusとMont BlancのトンネルとModane駅（サヴォア県）についての国境検査の強化を発表、リヨン・サンテクジュペリ空港を含む管内空港においても、シェンゲン圏内からの便について税関検査を不定期に行う旨発表しています。また、リヨン・パーデュエ駅、ペラッシュ駅、サンテクジュペリ駅についても重点的に検査が行われるようです。

ローヌ県知事は、周囲に不穏な動きをする過激思想を持つ人物がいる場合の通報専用ダイヤル（0800 005 696）を設け、テロ行為を事前に防ぐよう呼びかけています。

（了）